

紙おむつなどの衛生材料の支給券を交付します

高年齢福祉介護課 ☎65・7789

要介護認定を受けている高齢者等の人に、衛生的に過ごすにだけけるよう、紙おむつ等支給券を交付します。

【支給内容】

最大で2万7千円分の支給券
(9月30日まで利用可)

【受付期間】

随時受付
※申請月の翌月から9月までの月数分の交付となります。

【対象】

申請時に次のすべてに該当する人
○要介護3、4、5の認定を受けている人
○令和2年9月～令和3年2月の間で3か月以上在宅で生活している人
○常時おむつが必要な人
○市民税が非課税の世帯に属している人

○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人
※施設に入所している人や入院中の

人、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く。



訪問理美容サービスをご利用ください

高年齢福祉介護課 ☎65・7789
しょうがい福祉課 ☎65・6518

在宅で生活している寝たきりの高齢者やしょうがいがある人に、自宅訪問による理美容サービスの利用券を交付します。

【支給内容】

訪問理美容サービス利用券散髪のみ
1枚(9月30日まで利用可)

※申請時に、利用する理美容店を選択します。

【自己負担額】

原則利用料の1割(450円)

【受付期間】

3月1日(月)～15日(月)
平日8時30分～17時15分
4月中旬～下旬

【交付期間】

4月中旬～下旬

【対象者】

《共通要件》
3月1日現在で次のすべてに該当する人
○令和2年9月～令和3年2月の間で3か月以上在宅で生活している人
○所得税が非課税の世帯に属している人
○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人
※施設に入所している人、病院に入院している人などは除く。

《要介護認定を受けている人の要件》

次のいずれかに該当する人

○65歳以上で要介護4・5の認定を受けている人
○65歳未満で要介護4・5の認定を受け



ており、同じ世帯の人すべてが65歳以上または左記①～③のいずれかの手帳を持っている人
《しょうがいがある人の要件》
次の両方に該当する人
○次のいずれかの手帳を持っている
①身体障害者手帳(肢体不自由)1、2級
②療育手帳A1、A2
③精神障害者保健福祉手帳1級

○同じ世帯の人全員が65歳以上または右記①～③のいずれかの手帳を持っている人
【申込み】
申請書は直接左記まで提出してください。申請書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
※申請時点で、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの人は持参してください。
問合せ・申請先
○要介護認定を受けている人
高年齢福祉介護課(本庁舎1階)
☎65・7789
北部振興局福祉生活課 ☎82・5901
しょうがいのある人
☎65・6518
北部振興局福祉生活課 ☎82・5901

井戸水等の使用人数が変わる場合は届出が必要です

下水道総務課 ☎65・1600

【対象】
下水道に接続している家庭で、水道水以外の水源(井戸水等を生活用水に利用している人

○使用人数の変更があるとき

井戸水等を生活用水にご利用の場合、使用人数をもとに使用料を算定しています。出生、死亡、転入、転出等世帯の人数に変更があるときは、市民課での住所等手続きとは別に届出が必要です。担当課へご

連絡ください。手続きに必要な届出書をお送りします。

届出書の提出後、使用人数を変更しますので、速やかに提出してください。

○井戸等を新設・撤去したとき

水道水と併せて井戸水等を新たに使用することになったときや、井戸水等の使用を中止し水道水のみに変更したときは、担当課にご連絡ください。手続きに必要な届出書をお送りします。



新「こもれび苑(火葬場)」が4月に開場します

湖北広域行政事務センター施設整備課 ☎62・7146

湖北広域行政事務センターが木尾町に整備を進めている新火葬場「こもれび苑」は、管内(長浜市・米原市)すべての皆さんにご利用いただける火葬場として、4月1日(木)に開場します(火葬業務は4月2日(金)からです)。

人生の終焉にふさわしい施設に

新「こもれび苑」は、すべての利用者により優しく、安心して利用していただけます。また、環境や省エネ、経済性にも配慮した施設です。

空き状況の確認や、予約をより便利に

新「こもれび苑」では、利用予約システムを導入します。専用ホームページから、予約の空き状況を確認できます。

また、利用予約は、事前登録のある葬祭事業者から予約システムを使って直接予約を行えるようになります。個人からも電話等でこもれび苑に直接予約することができます。
※4月2日(金)以降の利用分から予約が可能となります。
※使用申請書の提出は、これまでどおり必要です。



▲新「こもれび苑」地図

※現「こもれび苑」、「余呉斎苑」、「西浅井斎苑」の利用は3月31日(水)までです。「木之本斎苑」は、令和6年3月まで運営を継続する計画としています。



毎月第2土曜日は市民献血デーです。献血へのご協力をお願いします。3月13日(土)西友長浜楽市店 10時～11時45分、13時～15時30分 健康企画課 ☎65-7779

軽自動車の廃車手続きはお済みですか

国税務課 ☎65・6508

原動機付自転車・小型特殊自動車および軽自動車等に対する軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、年税額が課税されます。

4月2日以降に廃車や名義変更されても、月割や減額の制度がないため、その年度の税金を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

【廃車の手続きが必要な場合】

○車両を他人に譲ったとき、または売却したとき
○故障などで車両を廃棄したとき、または解体したとき
○車両が盗難にあったとき

○住所が市外に変わったとき
○所有者または使用者が亡くなったとき
【廃車の手続き先】
○長浜市ナンバーの原動機付自転車、小型特殊自動車
税務課・北部振興局福祉生活課、各支所
○滋賀ナンバーの軽自動車(三輪・四輪)
軽自動車検査協会滋賀事務所
(守山市木浜町)
☎0500・3816・1843

○滋賀ナンバーの普通自動車、125ccを超える二輪車
滋賀運輸支局(守山市木浜町)
☎0500・5540・2064



今月のクリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリーンプラザでの第4日曜日のごみ持込み日は3月28日(日)です。来月の予定日は、4月25日(日)です。環境保全課 ☎65-6513